～ 県外で 妊婦健診・産婦健診を受ける方へ ～

妊産婦健康診査費用の助成について

朝　日　町

県外で、妊婦一般健康診査・産婦健康診査・妊婦精密健康診査を受診した方に対して、健康診査費用の一部を償還払いで助成します。

【 対　象 】・健康診査の受診日に朝日町に住所がある方
- 朝日町の「妊婦一般健康診査受診票兼健康診査費請求書」、「産婦健康診査受診票兼健康診査費用請求書」、「妊婦精密健康診査受診申請書」を使用して健診を受診した方（医療機関による結果の記載が必要です）

【助成内容】　健診費用として自己負担した金額と以下の助成上限額を比較して、いずれか少ない方の金額を助成します。

（１） 妊婦一般健康診査

区　分	助成上限額
第１回	２０，８８０円 (子宮頚部がん検診を未実施の場合：１７，２３０円)
第２～５回	６，０１０円
第６回	１２，４５０円
第７回	６，０１０円
第８回	９，７９０円
第９・１０回	６，０１０円
第１１回	１１，８１０円
第１２～１４回	６，０１０円
合計	１１５，０３０円

（２）妊婦精密健康診査

妊婦一般健康診査の結果、医師が必要と判断して実施する精密健康診査です。

［助成金額］　精密健康診査における**自己負担額の全額**

※ただし、追加の検査等に要する費用は自己負担となります。

（３）産婦健康診査

回数・時期	助成上限額
２回　（産後２週間頃・１か月頃）	５，０００円／回

【助成の流れ】

① 各健診の必要書類※1 と医療機関宛ての封筒を、里帰り先の医療機関へ提出し、健診を受けます。 ↓ 裏面もご覧下さい

② 健診費用を医療機関へ支払います。その際、医療機関から受けとった領収書を保管しておいてください。

③ 健診結果が記載された、各健診の必要書類※1 を医療機関から受けとります。

④ 保健センターへ、申請書類を持参の上、期限内に申請を行います。

⑤ 申請内容を審査した上で、後日、指定された口座へ助成金をお振り込みします。

※1 各健診の必要書類

健康診査	必要書類
（1）妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査受診票兼健康診査費請求書
（2）妊婦精密健康診査	妊婦精密健康診査受診申請書
（3）産婦健康診査	産婦健康診査受診票兼健康診査費請求書

【申請書類・持ち物】

① 朝日町妊産婦健康診査費償還払い助成金申請書兼請求書（様式第１号）

② 健診結果等が記載された、各健診の必要書類※1（上記の表をご確認ください）

③ 領収書

④ 母子手帳

⑤ 印鑑

【申請期限】

健康診査	申請期限
（1）妊婦一般健康診査	出産日から１年以内
（2）妊婦精密健康診査	受診日から１年以内
（3）産婦健康診査	受診日から１年以内

【申請窓口・問い合わせ先】

朝日町保健センター

住所：〒９３９－０７４６　朝日町荒川２６２－１

電話：０７６５－８３－３３０９